

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら 国民年金



国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったときや家族の働き手がなくなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20歳になった方には、日本年金機構から、国民年金加入をお知らせする通知が届きます。

※厚生年金または共済年金に加入している方を除きます。

※令和元年9月末までに20歳になった方には、国民年金加入手続きのご案内が送付されています。

10月以降に20歳の誕生日を迎えた方には、概ね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」「国民年金の加入と保険料のご案内」、保険料の納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。「年金手帳」は別途送付されます。「年金手帳」は保険料納付の確認や将来、年金を受け取る際に必要ですので大切に保管してください。

「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、役場もしくは、米子年金事務所まで手続きをしてください。

【国民年金のポイント】

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけではありません

国民年金には年をとった時の老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受け取れます。また遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

【学生納付特例制度と納付猶予制度】

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外の大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象です。

◆問い合わせ先

米子年金事務所

☎0859・34・6111

本庁住民課

☎0859・54・5210

大山支所総合窓口室

☎0859・53・3311

中山支所総合窓口室

☎0858・58・6111

年金生活者支援

給付金制度に便乗した

詐欺にご注意ください!!

令和元年10月から始まった年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省や日本年金機構、町職員を名乗り、「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないので、新しい口座番号、マイナンバーを教えてほしい」などの不審電話の事例が報告されています。

厚生労働省及び日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバー等をお聞きすることはありません。このような電話があっても、口座番号等の個人情報を答えることのないようご注意ください。

◆問い合わせ先 米子年金事務所

☎0859・34・6111